

住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

小牧市長 殿

被災した住宅の
住所を記入

令和〇年〇月〇〇日

住所 小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 愛知 太郎

世帯主の氏名を記

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下のとおりです。

修理対象箇所 床、ドア

この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室(居間・寝室)・炊事室・トイレ・浴室これらをつなぐ廊下です。

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 仕上材のみの修理は制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- (※壁の構造は、
- ① 柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)
 - ② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など)
 - ③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ

からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 壁紙のみの修理は制度の対象外です。

4 その他 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄

ドアが破損し、開閉できない状態